

社会福祉法人松本ハイランド 新型コロナウイルス対策 (R5.5.8)

新型コロナウイルス感染症は、感染症法の位置づけにおいて、「新型インフルエンザ等感染症に該当しないもの」とし、これまでの2類相当から5類に5月8日より変更されることが示されました。しかしながら、位置づけが変更された後も、一定の流行が繰り返されることが想定されます。従って、重症化リスクの高い高齢者施設等においては、施設内において感染が広がらないよう対策を続けていくことが求められています。

このような状況において、法人として新型コロナウイルス対策を下記の通り変更しますので徹底をお願いします。

現時点における法人内の通知文書等はゆめネット【共有⇒共有マニュアル⇒新型コロナウイルス対策⇒対応策(文書)】を閲覧してください。

実行期間：R5.5.8～とするが、今後の状況に応じて内容が変わる場合があります。

【職員に関する対応】

区分	対応(最新)	変更前項目・備考
全職員	<p>○ワクチン接種促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例臨時接種はR6.3.31まで公費負担が延長される。実施方法として松本市は5月8日から8月31日までに65歳以上の高齢者、高齢者施設の従事者が対象で受けられる。前回接種を嘱託医等で接種した施設は、今回も同じ方法での接種が要請されているので、職員も含め嘱託医に確認し対応する。 ○目標面接等定型的な面接は、感染対策を徹底して短時間で行う。 ※面接・相談等は出来るだけ距離を取って(最低2m程度)、換気の良い場所で、短時間(30分以内)で行う。マスク着用 ○業務上必要な場合を除いて、出来る限り職員間での接触を避ける。 <u>食事中はできるだけ横並びで座り、おしゃべりは控えめに、特に職員同士の距離を一定程度保つ。(1mを目安)</u> ○全職員日常の感染予防の徹底と健康管理を行う。 ・勤務前検温徹底(運転、調理、清掃職員など漏れなく)・記録する ・発熱に限らず、少しでも体調変化時には、職場に入らない。有症状の際は速やかに上長に報告し、出勤しない。休める体制(環境)を整備する。 ・有症状とは、咳・痰、鼻水・鼻づまり、咽頭痛、頭痛、息苦しさ、倦怠感等、また、嘔気・嘔吐、下痢、腹痛などの消化器系症状が見られることもある。 ・勤務できる判断は、抗原定性検査キットによる検査で陰性の場合とする。 ○感染者との接触が明らかな場合も上長に報告し、出勤しない。 	<p>○5回目オミクロン株対応のワクチン接種促進(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種間隔については、5月から3カ月に短縮された。 ・60歳以上、基礎疾患を有する者は重症化予防のため速やかに5回目接種を検討する ・職員で4回目接種から3カ月経過している人は、5回目のワクチン接種を積極的に検討し、速やかに接種する。 ○季節性インフルエンザの同時流行が懸念されるので、自身の重症化を予防するために、希望者は早めにワクチンを接種する。(削除) ○全職員勤務前検温徹底(運転、調理、清掃職員など漏れなく)・記録(削除) 風邪症状等(倦怠感、臭覚・味覚の感じにくさ)体調不良時も上長へ報告し、出勤しない。(削除) 職員が発熱等症状のある場合は、かかりつけ医等もしくは地域の身近な医療機関に電話で相談して受審。PCR検査等を受け、その結果を上長へ報告する。上長は職員がPCR検査を受けた場合「新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者についての報告書」を作成し、リスク管理室へ報告する。その後の勤務については、リスク管理室と調整を行う。(削除)「

区 分	対 応 (最新)	変更前項目・備考
	<p>○体温が 37.5 度以上で上長へ報告し、出勤しない。</p> <p>○症状が確認された時点で、職場を離れる。(帰宅)(出勤前であれば、出勤しない。)抗原定性キットを使用し、検査を実施する。症状が重ければ受診する。</p> <p>○職員家族が発症した場合は、可能であれば部屋を分け、感染された家族の世話はできるだけ限られた方で行う。濃厚接触者になるので、下記濃厚接触者の待機期間の取扱いに従い対応する。</p> <p>○職員が発症した場合は、下記感染者の療養期間に従い対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症後 5 日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から 24 時間経過するまでは外出を控える。 ・発症後 10 日間が経過するまでは、マスク着用等周りの方にはうつさないよう配慮する。出勤しない。 <p>○感染者の療養期間</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有症状患者 <ul style="list-style-type: none"> ・発症日から 10 日間経過し、かつ、症状が改善してから 24 時間経過していること。(原則) ・勤務の関係上でどうしても出勤しなければならない場合は、7 日間経過後 10 日間までは、勤務前に検査キットによる検査で陰性を確認して出勤する。 2. 無症状患者 <ul style="list-style-type: none"> ・検体採取日から 7 日間経過で療養解除。 ・5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6 日目解除。7 日間経過するまで感染予防行動の徹底 <p>○濃厚接触者の待機期間の取り扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該感染者との最終暴露日(感染者との最終接触等)を 0 日目として、5 日間(6 日目解除)。 2. 2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3 日目から解除を可能とする。また、この場合における解除判断を個別に保健所に確認することは 	<p>○職員家族が 37.5 度以上の発熱や風邪症状等(倦怠感、臭覚・味覚の感じにくさ)体調不良があった場合は上長へ報告する。上長は管理者へ報告し、職員の勤務について相談、指示をする。家族が検査結果で陰性と判明するまで出勤しない。(削除)</p> <p>○職員が発症した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者に該当する場合、濃厚接触者に濃厚接触した場合は、上長へ報告し、「指定感染症による就業禁止に関する内規」に従い休む。上長は速やかに「新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者についての報告書」を作成し、リスク管理室へ報告する。その後の勤務については、リスク管理室と調整を行う。(削除)</p> <p>4.濃厚接触者となった職員は、待機期間中においても、一定の条件下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。(削除)</p>

区 分	対 応 (最新)	変更前項目・備考
	<p>要しない。</p> <p>3. 7 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、不織布マスクを着用すること等の感染対策を行う。</p> <p>○インフルエンザに感染した場合、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで」は出勤しない。家族が発症した場合は、家庭内の接触をなるべく少なくするなかで、本人に症状がなければ出勤可とする。</p> <p>○全職員マスク着用とする。熱中症予防の観点から、マスクの種類については T (時) P (場所) O (場合) に応じて対応する。</p> <p>※熱中症予防対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段よりも意識してこまめな水分補給に心がける ・エアコン・扇風機など適切な冷房機器を使用し、周りの環境を涼しく保つ ・人と離れたところでは、マスクを適宜に外し、冷却グッズなどを用いて体を冷やす。 <p>※マスク着用の目的は、咳エチケットとして自分からうつさない飛沫感染の防止と自分の口や鼻、目を触ることで起きる接触感染の防止です。(身体的距離が確保できればマスクを外しても可)</p> <p>※身体的距離とは、人との間隔をできるだけ 1m 空ける</p> <p>○勤務中であっても、周囲に人がいない場合、利用者と接触しない場面であっても会話を行わない場合においては、マスク着用を求めない。</p> <p>○出勤時・食事前・外出から戻った際の手指消毒または衛生的手洗い励行 (30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う)</p> <p>○帰宅後まず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えを行う。</p> <p>○喫煙所を設置し、身体的距離を確保する。おしゃべりは控えめに、特に職員同士の距離を一定程度保つ。(1mを目安)</p> <p>(自車での喫煙は可、喫煙者同士の接触を避ける)</p> <p>○休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると気の緩みや環境の変化によりマスクを外して会話するなど、感染リスクが高まるおそれがあるので、</p>	<p>○会食、飲み会における感染が増加していることを踏まえ、会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実</p>

区 分	対 応 (最新)	変更前項目・備考
	<p>休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努める。</p> <p>○外出の際は、人との接触機会の低減、人と人との距離の確保、人と会話する際のマスク着用、訪問先での換気の徹底、「3つの密」(密閉・密集・密接)を避ける。</p> <p>○職場はもとより職場外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることは避ける。</p> <p>○会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実施や長時間におよぶ会食、大声を出す行動等は控え、体調に異変(発熱やせき、のどの違和感やだるさ等)を感じた場合は参加を控える。</p> <p>○混雑した場所や感染リスクの高い場面・場所へ外出・移動する際は十分に注意をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人との距離(マスク有でも最低 1m)が確保できない場所や換気の不十分な施設などは避ける。 ・感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控える。 <p>○家庭内でも日頃からこまめな換気・手洗いを行うとともに、同居の方に体調不良の方、濃厚接触者等がいる場合には、お互いにマスクを着用する。</p> <p>○発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ薬局等で解熱鎮痛薬等を購入し、セルフケアに備える。</p> <p>○もし自分の職場で感染者が出た場合にはどうするのか。対応方法を職場内で話し合い確認しておいてください。出さない、広めないよう引き続き感染予防の徹底をしていきます。</p> <p>福祉・介護に携わる職員として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 自分が感染しない</u> <u>2. 利用者に感染させない</u> <u>3. 利用者間の感染を媒介しない</u> <p>ことを常に意識し、感染を防止する行動(身体的距離の確保、マスク着用、手洗い・手指消毒、「3密の回避」、体温確認、体調確認、行動履歴確認)を自ら考え実践をしましょう。</p>	<p>施や長時間におよぶ会食、大声を出す行動等は控える。</p> <p>感染リスクが高まる「5つの場面」、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考(削除)</p> <p>○研修について、ネット配信研修を活用する。(削除)</p>

区 分	対 応 (最新)	変更前項目・備考
	○職員が発症した場合、感染した疑いがある場合、濃厚接触者に該当した場合、濃厚接触者に濃厚接触した場合で療養期間又は自宅待機する期間については、年次有給休暇にて対応する。(指定感染症による就業禁止に関する内規対象外)	

【利用者・入居者に関する対応】

区 分	対 応 (最新)	変更前項目
入所	<p>○面会については、訪問者に発熱や咳などの症状がないことを確認し、決められた場所でのみ面会実施する。ただし、感染リスクの状況で施設嘱託医の判断により、面会禁止または面会再開できるものとする。面会は感染防止策を徹底した上で行う。感染リスクが上がった場合は、即面会禁止とするので、家族には十分に説明をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断る。 ・面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、臭覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合は面会を断る。 ・面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう「訪問許可申請書」を記入する。 ・看取り等特別な場合には、感染防止対策を徹底し面会可能とする。 <p>(1) 面会者の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者との濃厚接触者でないこと ・同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと ・過去1週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと ・過去1週間以内に発熱等の症状がないこと ・人数を必要最小限とすること ・新型コロナウイルス感染症に感染していないこと (過去に感染し回復した場合は相談) 	<p>○面会については、松本圏域感染警戒レベル 4 以上の場合、原則禁止とする。松本圏域が警戒レベル 1、感染レベル 2、感染レベル 3 を条件に実施する。ただし、感染リスクの状況で施設嘱託医の判断により、面会禁止または面会再開できるものとする。面会は感染防止策を徹底した上で行う。警戒レベルが上がった場合は、即面会禁止とするので、家族には十分に説明をすること。(削除)</p> <p>○インフルエンザの流行期 (注意報以上) には、面会を禁止とする。(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン 3 回接種または PCR 検査等陰性の場合 (削除) ・過去 1 週間以内の、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと (削除) <ul style="list-style-type: none"> ・(感染が流行している地域に過去 1 週間以上滞在していないこと) (削除) ・(感染が流行している地域に過去 1 週間以内滞在している人と濃厚接触をしていないこと) (削除)

区 分	対 応 (最新)	変更前項目
	<p>(2) 面接方法の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会時間を通じて不織布マスクを着用 ・施設入所時及び面会后に手指消毒を行うこと ・面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮する。 ・面会場所での飲食は控える。 ・大声での会話は控える。 ・面会者は施設内のトイレを極力使用しない。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行う。 ・場所は施設で換気のできる決まった場所を指定し、面会者は少人数で、面会時間はなるべく短時間でを行う（施設で判断） ・面会后は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行う。 ・管理者が感染の恐れがあると判断した場合は、直ちに禁止できる <p>○運営委員会・入所検討委員会等開催が義務付けられている会議を開催する場合は、感染対策を徹底して行う。委員には「訪問許可申請書」を記入していただく。(開催場所については、換気の良い居住スペースではない場所にて行う)</p> <p>○理容・美容ボランティアは感染予防対策を徹底した上で実施する(「訪問許可申請書」を記入していただく)。</p> <p>○新規入居者の選定については、感染症予防の観点から聞き取り調査にて1週間前からの状況を確認し、新規入所者については、必要に応じてPCR検査等を実施し、陰性を確認する。</p> <p>○利用者が病院より退院された場合は、特に体調管理には注意する。 また、隔離が必要な場合は、嘱託医に相談して必要な対応を行う。</p> <p>○食事については、黙食や換気ができない場合には、横や前の席間の距離を十分(1m以上)に確保する。空間的距離の確保が困難であれば、時間的分離(利用時間をずらすなど)工夫する</p>	<p>○面接の方法として、ワクチン接種をしていない場合、窓越し面会やWeb面会についても対応する(削除)</p> <p>○入館者管理ができない時間帯は、玄関を施錠する。(削除)</p> <p>ただし、法定点検等やむを得ないもので、利用者・職員との接触がほとんどないものは、感染症対策を徹底して実施する(施設内に立ち入る方には一人一枚「訪問許可申請書」を記入していただく)。検温は来所前に測って来てもらい、来所時玄関で再度検温してもらう。(削除)</p> <p>○入居者については、不要不急の外出はなるべく自粛する。(削除)</p>

区 分	対 応 (最新)	変更前項目
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と一緒に利用者（入居者）と食事を取ることは、リスク回避の点から避ける ○レクリエーション等でマスクができない、大声を出す場面などでは、距離と換気を徹底する 	
ショート	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用前の利用者及び家族の検温は、家庭にて行い確認する。チェックリストなどを作成し、利用前の確認事項を確実に実施する（ワクチン接種の有無、体温確認や家族の健康状態など）。必要に応じてPCR検査等にて陰性を確認する。 ○利用者が他の福祉サービスを利用している場合には、利用事業所の状況を把握し、受け入れを検討する。 ○風邪症状のある利用者・発熱者の利用は制限する。 同居家族に風邪症状がある場合は利用を控えていただく。 ○利用者が病院より退院された場合は、特に体調管理には注意する。また、感染のリスクが高まった場合は、嘱託医に相談して1週間程度制限する等必要な対応を行う。 	
通所	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用前の利用者及び家族の検温は、家庭にて行い確認する。チェックリストなどを作成し、利用前の確認事項を確実に実施する（ワクチン接種の有無、体温確認や家族の健康状態など）。 ○利用者が他の福祉サービスを利用している場合には、利用事業所の状況を把握し、受け入れを検討する。 ○風邪症状のある利用者・発熱者の利用は制限する。 同居家族に風邪症状がある場合は利用を控えていただく。 ○利用者が病院より退院された場合は、特に体調管理には注意する。また、感染のリスクが高まった場合は、嘱託医に相談して1週間程度制限する等必要な対応を行う。 ○送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。 	
訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供に先立ち本人・家族に検温を依頼する。 	

区 分	対 応 (最新)	変更前項目
	<p>○利用者が病院より退院された場合は、特に体調管理には注意する。 また、感染のリスクが高まった場合は、1 週間程度制限する等必要な対応を行う。</p> <p>○利用者がサービスがなければ生活が維持できない場合は、感染防止対策を徹底し、短時間でサービスを終了する。</p> <p>○全職員アルコール持参し訪問。</p> <p>○手指消毒・マスク着用・エプロン着用を徹底する。リスクが高い状況の場合は、必要に応じて使い捨てエプロン・使い捨て手袋・フェイスシールドの適正使用。</p>	
居宅	○全職員アルコール持参し訪問。	○利用者のワクチン接種の有無を確認する。(4 回目、5 回目) (削除)
共通	<p>○事業所内の消毒（アルコール）を適宜行う。 ・テーブル、ドアノブ、手すり、共有のパソコン、ipad 等のタブレット端末など複数の職員が触れる場所やもの。</p> <p>○感染症対策として、空気が乾燥しないよう加湿器等を使い湿度を維持すると同時に室内を定期的に換気する。</p> <p>○加湿器を使用するときは「レジオネラ感染」に注意し、下記の通り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タンクの水には水道水をそのまま利用する（除菌剤は入れない） 2. タンクの水は毎日完全に交換する 3. 水を交換する際は、タンク内をよく洗浄し、汚れやヌメリが生じないようにする 4. 長時間使用しないときには、タンク内の水を完全に抜き、汚れを取り除いて乾燥させておく <p>○職員同士の接触を可能な限り減らす。 例：休憩室を同時に使用しない。 申し送りを短時間とするなど。</p> <p>○ボランティアとの関係を閉ざさないように、施設・事業所の情報を伝えたり、感染防止対策の状況や今後の活動依頼等連絡を行う。</p> <p>○ボランティアについては、利用者と接触しない（ソーシャルディスタン</p>	

区 分	対 応 (最新)	変更前項目
	<p>ス（人との間隔をできるだけ 1mあける）等感染予防対策が十分にできるものについて、お願いします。</p> <p>○発生時の対応についてマニュアルに従い職員間での情報共有。</p> <p>○職員が大勢集合しての研修、会議は、感染対策を徹底し、開催する。1メートル位の間隔をあけ、換気をし、なるべく短時間で行う。飲食を伴う会議は当面自粛する。</p> <p>○施設内行事・レクリエーションについては、「新しい生活様式」に沿って、感染防止対策を徹底した上で実施する。</p> <p>○実習生の受け入れについては、学校・派遣元にて感染予防教育を依頼し、毎日体温測定・体調管理の報告をしてもらう。37,5度以上または風邪症状等（倦怠感・臭覚・味覚の感じにくさ）体調不良時には休む。また、同居の家族についても 37,5度以上または風邪症状等（倦怠感・臭覚・味覚の感じにくさ）体調不良者がいた場合は休む。</p> <p>○入所者・利用者の外出については、生活や健康に必要なもの（医療機関への通院等）の他見学や行事も可とするが、飲食はせず、「3密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等基本的な感染対策を徹底する。</p> <p>○利用者の買い物外出（職員が同行するもの）については、利用者・職員ともマスク着用し、3密を避け少人数で空いた時間に短時間で行うこととし、帰所後に手洗い・手指消毒を行うこととする。外食は原則禁止とする。</p> <p>○利用者がご家族と外出・外泊については、3密を避け、ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ 1mあける）等感染予防対策を十分にす、また、飲食はなるべく避けるよう依頼する。</p> <p>○施設の行事については、感染予防対策を徹底して行う。</p> <p>○衛生用品については、各施設・事業所において十分に確保する。</p> <p>なお、従来取引している業者からの優先購入としますが、入手困難な商品や安価な商品についてはリスク管理室で対応するので、必要な部署は購入伺いを提出する。</p>	<p>ただし、密にならない場の確保や衛生管理の徹底などが盛り込まれている「新しい生活様式」に沿った受け入れができないと判断した場合には、利用者（入居者）の安全を第一に管理者の判断で受入れを断ることができる。ワクチン接種の確認をする。（削除）</p> <p>○入所者・利用者の不要不急の外出についてはなるべく自粛する。（削除）</p> <p>○入所者・利用者の外出については、飲食はせず、生活や健康に必要なもの（医療機関への通院等）について、「3密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないよう留意する（削除）</p> <p>○利用者がご家族と外出・外泊については、利用者が3密を避け、ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ 2mあける）等感染予防対策が十分にできている確認が取れないので、当面自粛をお願いします。（削除）</p> <p>○施設の行事については、外部の人や団体との接触を避け、感染予防対策を徹底し、規模を縮小して行う。（削除）</p>

区 分	対 応 (最新)	変更前項目
	<p>○各施設で抗原定性検査キットを申し込み、新規入居者や外部と接触しリスクがある人、濃厚接触者で出勤前検査等に使用する。</p> <p>○各事業所は、感染症の発生及びまん延防止のための研修及び訓練を実施し、感染症の事業継続計画（BCP）を作成する。</p> <p>○日頃から情報収集に注意を払い、職員に発信する。</p> <p>○利用者・職員・近隣の状況等で報告すべきことは、速やかに経営本部へ報告し、法人内共有を図る。</p>	<p>○日頃から情報収集に注意を払い、職員に発信する。(長野県・松本市のホームページ、法人からの情報・・・010 共有>1 感染症情報><u>①状況と対策と課題>R4 年度>発生状況及び対策 (最新)</u>) (削除)</p>
発生時の対応	<p><入所></p> <p>○入居者又は職員に陽性者が確認された場合は、保健所に連絡するとともに行政（松本市高齢福祉課、朝日村）にも報告する。対応については、嘱託医及び保健所の指導に基づき対応する。</p> <p><ショート・通所></p> <p>○利用者又は職員に陽性者が確認された場合は、保健所に連絡するとともに行政（松本市高齢福祉課、朝日村、長野県）にも報告する。対応については、嘱託医及び保健所の指導に基づき対応する。</p> <p>○利用者又は職員に陽性者が確認された場合は、利用者、家族及び担当ケアマネに連絡し、必要な対応を依頼する。</p> <p><訪問></p> <p>○職員に陽性者が確認された場合は、保健所に連絡するとともに行政（松本市高齢福祉課）にも報告する。対応については、保健所の指導に基づき対応する。</p> <p>○職員に陽性者が確認された場合は、利用者、家族及び担当ケアマネに連絡し、必要な対応を依頼する。</p> <p><居宅></p> <p>○職員に陽性者が確認された場合は、保健所に連絡するとともに行政（松本市高齢福祉課）にも報告する。対応については、保健所の指導に基づき対応する。</p>	<p>○各施設、事業所の直近の発生状況及び対策について、法人内で共有するため、<u>010 共有>1 感染症情報>①状況と対策と課題>R4 年度>発生状況及び対策 (最新)</u>の各施設事業所の発生状況及び対策の欄に赤字で入力する。(削除)</p>